

●香川県告示第190号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成28年5月20日から同年6月10日まで一般の縦覧に供する。

平成28年5月20日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 高松長尾大内線（10号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
東かがわ市土居74番1地先 から 東かがわ市町田696番2地 先まで	前	6.9~28.7	115	河川改修工事に伴う仮設 道の設置
	後	7.8~28.7	115	
		9.5~16.2	122	

- 4 供用開始の期日 平成28年5月20日